

DEXPF利用規約

お客様（以下「甲」といいます。）とぷらっとホーム株式会社（以下「乙」といいます。）は、乙が提供するデータ転送プラットフォーム（以下「DEXPF」という。）の利用にあたり本DEXPF利用規約（以下「本規約」といいます。）を締結します。

本規約は、甲が乙に対してDEXPFの利用を申し込み、甲が利用開始したことにより、締結されたものとみなします。なお、本規約と矛盾する内容が個別契約において定められた場合（有効な注文書・注文請書に記載された場合を含む。）は、当該個別契約の定めを優先して適用するものとします。

契約条項

第1章 総則

（本規約の趣旨）

第1条 乙は、甲に対し、本規約に定める条件に基づいて、DEXPF（以下「本件サービス」という。）を提供し、これに対し、甲は、対価を支払うものとします。

2. 本件サービスの詳細は、本規約に付属のサービス仕様書において定めるとおりとします。
3. 乙は、本規約及びサービス仕様書の定めに従い、本件サービスを提供するものとします。
4. 本規約の定めと本件サービス仕様書の定めが抵触する場合、本件サービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。

（甲が利用するサービス商品の確定手続き）

第2条 甲及び乙は、本規約の履行に際し、甲が利用するサービス商品の種類、期間、料金その他の条件を、次の各号所定の手続により、定めるものとします。

- (1) 甲は、乙所定の書面において、本件サービスのうち利用を希望する個別サービスのサービス商品の申込みに必要な事項を記載し、乙に通知するものとします。通知の方法は、書面の郵送、電子メール、ファクシミリ送信等、甲乙が事前に協議した適宜の方法により行うものとします（以下、本条において同じ）。
- (2) 前号に基づき、甲が通知した情報を乙が受信した場合には、乙は、甲に対し、前号の申込みを受け付けた旨を通知します。
- (3) 乙は、第1号の申込み内容を確認し、乙所定の手続が完了した場合には、甲に対し、申込みを承諾した旨を通知します。当該承諾の通知を乙が発信した時点で、第1号に基づき甲が申込んだサービス商品の利用が確定したものとします。
- (4) 前号の承諾の電子メールが一定時間内に届かない場合、甲は、乙に対し、第1号に基づく甲の申込みを乙が承諾したか否かの問い合わせを行うものとします。なお、インターネット上の障害その他乙の責めに帰することができない事由により、第1号に定める申込みが乙に到着しなかった場合であっても、乙は当該責任を負わないものとします。

第2章 本件サービスの利用条件等

（本件サービスの利用条件）

第3条 甲は、本規約において乙が認めた利用範囲内で、本件サービスを利用することができるものとします。本件サービスの利用可能時間その他の利用条件等の詳細については、本件サービス仕様書において定めるものとします。

2. 本規約において乙が認めた利用範囲内で、甲が本件サービスを利用していることを確認するため、乙は必要な調査を行うことができるものとし、甲はこれに必ずや応ずるものとします。
3. 本規約に定めのないサービスの提供を希望する場合、甲は乙と協議の上、別途契

約を締結するものとします。

(初期設定サービス)

第4条 本件サービスの利用に先立ち、甲は、乙に対し、サーバその他の環境設定サービス（以下「初期設定サービス」という。）を委託するものとします。初期設定サービスに関する詳細は、本件サービス仕様書において定めるものとします。

(サポート・サービス)

第5条 甲が本件サービスを利用するに際し、乙は、本件サービス仕様書に定めるサポート・サービスを提供するものとします。

(クライアント及びクライアントソフト)

第6条 甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たす環境を用意し、本件サービス仕様書記載の内容に従い、本件サービスを利用するために必要な設定を行うものとします。甲が、乙に対し、この設定に関する業務を委託する場合には、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとします。

(アクセス回線)

第7条 本件サービスの利用に際し、甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たすアクセス回線を利用するものとします。甲が、乙に対し、アクセス回線の提供を委託する場合には、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとします。

(禁止事項)

第8条 甲は、本件サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 乙が書面により承諾した場合を除き、有償又は無償を問わず、本件サービスを甲の従業員以外の者に利用させること
- (2) 本件サービスを法令又は公序良俗に反する目的で利用すること
- (3) サーバソフト等の著作権その他の知的財産権を侵害すること
- (4) 乙の本件サービスの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること

(不適正情報の削除)

第9条 乙は、甲が本件サービスに登録又は提供した情報が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし、乙は、当該情報に関する削除義務を負うものではありません。

- (1) 前条第2号乃至第4号のいずれかに該当する情報
 - (2) その他乙が合理的理由により削除の必要があると判断した情報
2. 本条の規定に従い前項各号所定の情報を削除したこと、又は当該情報を削除しなかったことにより甲に発生した損害について、乙は一切の責任を負いません。

(ID等の管理責任)

第10条 甲は、乙から本件サービスを利用するために必要なID及びパスワード（以下「ID等」という。）の発行を受けた場合、甲は、本件サービスを利用するためにのみ当該ID等を使用するものとし、当該ID等が第三者（本件サービスを利用する権限のない甲の従業員を含む。以下、本条において同じ。）に開示又は漏洩することがないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 甲の責めに帰すべき事由により、ID等が第三者に開示又は漏洩し、当該第三者がID等を用いて、本件サービスを利用した場合、甲による利用とみなすものとします。
3. 前項の第三者による利用に関し、甲に損害が生じた場合であっても、乙は、一切の賠償責任を負わないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第11条 甲及び乙は、次項に定める方法で、相手から秘密と指定して開示された情報

(以下「秘密情報」といいます。)を、次の各号の定めに従い取り扱うものとし
ます。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって秘密に保持すものとし、開示者の書面による事
前の承諾を得ることなく、第三者(第29条の定めに基づき乙が本件サービスの
遂行を委託する第三者を除きます。)に開示しないこと
 - (2) 本契約の目的の範囲内でのみ使用、複製又は改変すること
 - (3) 本契約が終了した場合又は開示者から書面にて要求を受けた場合、速やかに開
示者に返却し、又は自らの責任で消却すること(秘密情報が化体された有体物並
びに秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。)
2. 本契約において秘密情報とは、開示者が、受領者に対して次の各号に定める方法
で秘密と指定し、開示した情報をいうものとします。
- (1) 有体物(電子データを記録した記録媒体を含みます。)で提供する場合、その
表面上に「Confidential」または「秘」と表示して受領者に提供する方法
 - (2) 電子データで提供する場合、前号に定める表示が当該電子データを可読化した
際に表示されるように当該電子データへ記録し、受領者に提供する方法
 - (3) 口頭、映像その他前2号に定める以外の方法で開示する場合、開示の際、当該
情報が秘密情報である旨を受領者に告げ、当該開示後14日以内に、前2号に定
めるいずれかの方法により受領者に提供する方法
3. 第2項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報か
ら除外するものとします。
- (1) 開示者から開示される前に既に受領者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によることなく、受領者が独自に開発した情報
 - (3) 公知の情報
 - (4) 受領者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 第1項の定めにかかわらず、受領者は、法令等に基づき、秘密情報の開示を義務
付けられた場合、当該義務の範囲で秘密情報を開示することができるものとしま
す。ただし、当該開示を行うに当たっては、必要最小限の範囲で開示するものとし、事
前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)開示者に対して当該開示につい
て通知するものとします。
5. 第1項、第3項及び前項の定めは、秘密情報ごとに、受領者が開示者から当該秘
密情報を受領した日から起算して1年間適用されるものとします。

(本件サービスの回復及び再開時の措置)

第12条 本件サービスの全部又は一部が停止し、乙が甲に対し、その再開のために必要
な協力を求めた場合、甲は速やかにこれに応ずるものとします。

第3章 料金及び支払方法

(サービス料金)

- 第13条 本件サービスの料金並びに消費税及び地方消費税(以下「本件サービス料金」
という。)は、総則第2条所定の手続きにおいて定めたサービス商品の料金合計額と
し、支払条件等については個別契約により定めるものとします。
2. 甲は、乙指定の業者に対し、暦の月ごとに本件サービス料金等を支払うものと
します。
 3. 本件サービスの開始日又は解約日が月の途中である場合、本件サービス料金等の
取扱いは、次の各号の定めによるものとします。
 - (1) 本件サービスの開始日が月の途中である場合、翌月1日分から課金。
 - (2) 本件サービスの解約日が月の途中である場合、当該月の末日分まで課金。
 4. 本件サービスのうち従量制のサービス料金として特定されるサービス商品につい
ては、請求の対象となる各月において提供したサービスの量に一定の単価を乗じる

方法によりサービス料金を算出するものとします。

(サービス料金等の支払い方法)

第14条 乙指定の業者は、甲に対し、当月の本件サービス料金を当月所定の期日までに請求するものとします。

2. 甲は、原規約に定める方法により前項に定める本件サービス料金等を支払うものとします。

(サービス料金不払時の措置)

第15条 正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、甲が本件サービス料金等の支払期日を1ヶ月経過しても支払わなかった場合、乙は甲に対して、事前に通知した上で、本件サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

2. 甲が乙に対し、所定の支払期日までに本件サービス料金等を支払わなかった場合、甲は乙に対し、年利20%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

(サービス料金の変更)

第16条 経済情勢、公租公課等の変動により本件サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、第31条に従い本件サービス料金を変更することができるものとします。

2. 本件サービス料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本件サービス料金は、翌月の初日から適用されるものとします。

第4章 責任の制限

(防御措置)

第17条 乙は、第三者によるサーバデータの毀棄又は改変、サーバへの不正な接続等を防御するため、サーバ等に合理的な範囲防御措置を講ずるものとします。

(保守等による本件サービスの一時停止)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の遂行責任者へ文書又は電子メールによって通知することにより、本件サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。ただし、緊急かつやむを得ないと乙が判断した場合は、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

(1) 本件サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なとき

(2) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき

(3) その他乙が必要と認めたとき

2. 前項の定めに基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したと乙が判断したときは、乙は、本件サービスの再開に必要な措置を直ちに講ずるものとします。

(不可抗力による本件サービスの停止)

第19条 天災地変その他の不可抗力により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は本件サービスの停止後遅滞なく甲に文書により通知するものとし、可能な限り本件サービスの復旧に努めるものとします。

(利用不能)

第20条 前二条に定める場合によらず、乙の責めに帰すべき事由により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は甲に対し、直ちにその理由について通知するとともに、本件サービスの復旧に必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、この停止により甲に損害が生じた場合には、甲は乙に対し、第24条の規定に基づき当該損害の賠償を請求することができるものとします。

(本件サービスの廃止)

第21条 乙が甲に対し、本件サービスの全部又は一部を廃止する日（以下「サービス廃

止日」という。)の2ヵ月前までに本件サービスの全部又は一部を廃止する旨文書により通知した場合、乙は、第26条所定の最低利用期間内といえども、当該サービス廃止日をもって本件サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

2. 前項に基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した時点において、既に乙に対し支払われている本件サービス料がある場合には、乙は甲に対し、当該廃止する本件サービスについて提供しない日数に対応するサービス料金を日割計算にて甲に返還するものとします。

(サーバデータの保存、管理及び削除)

第22条 乙は、本規約の有効期間中、サーバを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 本規約終了後、乙は、本件サービスに係るすべてのサーバデータを削除することができるものとします。
3. 本規約終了後において引き続き保存する必要があると甲が判断したサーバデータに関しては、甲は自らの責任で保存のために必要な一切の措置を講ずるものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。
4. 乙は、本規約の有効期間中であっても、甲に対し、事前に文書による通知をした上で、サーバデータを削除することができるものとします。ただし、本条第2項に基づきサーバデータを削除する場合には、事前に文書による通知を要さないものとします。

(乙の責任範囲)

第23条 乙が本件サービスの用に供するハード、ソフト及び通信回線に関し、乙は、次の各号に定めるハード、ソフト及び通信回線が正常に稼働する責任のみを負担し、これ以外の責任は一切負担しないものとします。

- (1) サーバ
- (2) サーバソフト
- (3) サーバネットワーク
- (4) 第17条所定の防御措置を講ずるために用いたハード及びソフト
- (5) 乙がインターネット等の外部のネットワークへ接続するために利用する回線
2. 乙は、サービス商品が当該サービス商品の本件サービス仕様書に記載されている機能を有することのみを保証し、これ以外の責任を負わないものとします。
3. サーバデータの全部又は一部が消失した場合において、その原因が次の各号のいずれかに該当するときは、乙はその一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 第三者が提供したサービスに起因して発生したとき
 - (2) 第三者の故意又は過失により発生したとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止したことにより発生したとき
 - (4) クライアント又はクライアントソフトに起因して発生したとき
 - (5) サーバで稼働する乙の製造に係らないソフトに起因して発生したとき
 - (6) 前条に基づきサーバデータを削除したとき
 - (7) 天災地変その他の不可抗力により発生したとき
 - (8) その他乙の責に帰すべからざる事由により発生したとき
4. 第17条に定める防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことに起因して甲に損害が発生した場合、乙はその一切の責任を負わないものとします。
5. 第18条及び第19条に定める事由に起因して本件サービスの全部又は一部が停止した場合における乙の責任は、当該各条項に定める責任に限られるものとし、当該各条項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
6. 第21条の定めに基づき乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した場合におけ

る乙の責任は、同条第2項に定める責任に限られるものとし、同条同項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。

7. 乙は、前各項のほか、次の事項が満たされることに關し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことにより甲に生じた損害に關し、賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 本件サービスが甲の特定の目的・用途に適合すること
- (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること
- (3) アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全であること、正確であること又は有効であること
- (4) クライアント又はクライアントソフトが正常に稼働すること
- (5) サーバがクライアントからの問い合わせ又は処理要求に対して、一定時間内に応答すること

(損害賠償)

第24条 本規約の履行に關し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、当該事由の直接の結果として甲が現実に被った通常の損害に限り、甲は乙に対し、次項に定める額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 前項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害の生じた時点における本件サービス料金の1ヵ月分相当額とします。

3. 前項の定めにかかわらず、通信回線の障害、甲における端末誤操作等その他乙の責めに帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。

第5章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第25条 本規約の有効期間は、本規約締結日から本件サービスの提供が終了する日までとします。

(最低利用期間)

第26条 本件サービスの最低利用期間は、本件サービスが開始した日の属する月の翌月1日から起算して3ヵ月間とします。

(過怠約款)

第27条 甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、乙は甲に対し、事前の催告を行うことなく、直ちに本規約の全部又は一部を解除し、本件サービスを停止することができるものとします。

- (1) 甲振り出しの手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始あるいは更生手続開始等の申立を受けたとき。
- (3) 自ら破産手続開始、再生手続開始あるいは更生手続開始等の申立てをしたとき、又は清算に入ったとき。
- (4) 支払を停止したとき。
- (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (6) 債務の履行猶予の申出を行い、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- (7) 本規約の申し込みにおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (8) 甲が本規約に違反し、乙から相当期間を定めて是正するよう催告を受けたにもかかわらず、当該期間後も是正されないとき。

(9) クレジットカード会社、立替代行業者等により甲の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止させられたとき。

2. 甲が前項各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に対する全債務（手形債務を含む。）について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとし、乙が甲に対し、債権を有し一方で債務を負担している場合には、乙は当該債権と債務を対当額をもって相殺することができるものとし、

(契約終了時の措置)

第28条 本規約が終了した時点で未払いの本件サービス料金等その他の料金がある場合、甲は、直ちに当該料金等を支払うものとし、

第6章 一般条項

(第三者への委託)

第29条 乙は、本規約の履行に必要な業務を第三者に委託することができるものとし、ただし、乙は、これにより、本規約上の甲に対する義務を免れることはできないものとし、

(第三者との紛争処理)

第30条 甲が第三者から、乙の製造に係るサーバソフトが当該第三者の著作権・ノウハウ等の知的財産権（ただし、特許権を除く。以下同じ。）を侵害している旨の請求を受けた場合、乙は当該請求から甲を防御するものとし、

2. 前項の場合を除き、本件サービスの利用に関して、甲と第三者との間において紛争が生じた場合は、甲の責任と負担において解決するものとし、乙は一切責任を負わないものとし、

(本規約の変更)

第31条 乙は、甲にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更できるものとし、ただし、当該変更が甲に大きな影響を与えると乙が判断した場合には、乙は、甲に対し、事前に合理的な予告期間を設けて通知するものとし、

2. 甲がこの規約の変更を承諾できない場合、甲は、前項の通知後14日以内に文書で申し出るにより、この規約を解約できるものとし、この場合、第26条の定めは適用しないものとし、

3. 前項の申出がない場合、甲がこの規約の変更に同意したものとみなす。

(存続条項)

第32条 本規約の終了後も、第24条及び第30条の定めは、有効に存続するものとし、

以上